

議案第十四号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び地方税法」を「並びに地方税法」に、「（以下「利子割額」を「、配当割額及び株式等譲渡所得割額（以下「利子割額等」に改め、同条第三項中「利子割額」を「利子割額等」に改める。

第十四条の四第一項第一号中「百分の六十五」を「百分の六十二」に改め、同項第二号中「三万二百円」を「三万二千円」に、「百分の三十五」を「百分の三十八」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十二」に改め、同項第二号中「一万八百元」を「一万二千元」に改める。

第十八条の二第一号イ中「一万八千二百円」を「一万九千二百六十円」に改め、同号口中「六千四百八十円」を「七千二百円」に改め、同条第二号イ中「一万二千八十円」を「一万二千八百四十円」に改め、同号口中「四千三百二十円」を「四千八百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例の規定は、平成十七年度以後の年度分の保険料について適用し、平成十六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第十四条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額(都民税額及び特別区民税額の合算額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金を含む。以下「退職手当等」という。))に係るもの並びに地方税法第二十四条第一項に規定する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額(以下「利子割額等」という。))を除く。)をいう。以下同じ。)に、第十四条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第十四条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額(都民税額及び特別区民税額の合算額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金を含む。以下「退職手当等」という。))に係るもの及び地方税法第二十四条第一項に規定する利子割額(以下「利子割額」という。))を除く。)をいう。以下同じ。)に、第十四条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>

2 略

3 一般被保険者につき、前二項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る市町村における当該年度分の都道府県民税額及び市町村民税額を、東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）及び杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）に定める算定方法によつて算定し直した額の合算額（退職手当等に係るもの及び利子割額等を除く。）をもつて、第一項の住民税額とみなす。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二百八（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た

2 略

3 一般被保険者につき、前二項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る市町村における当該年度分の都道府県民税額及び市町村民税額を、東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）及び杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）に定める算定方法によつて算定し直した額の合算額（退職手当等に係るもの及び利子割額等を除く。）をもつて、第一項の住民税額とみなす。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二百八（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十五に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た

数)

- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき
三万二千百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

2 略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の三十二（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき
一万二千円（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込

数)

- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき
三万二百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

2 略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二十五（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき
一万八億円（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込

数で除して得た額)

2 略

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十三万円を超える場合には、五十三万円)及び第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が八万円を超える場合には、八万円)の合算額とする。

一 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日

(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)

現在においてその世帯に属する被保険者につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及

数で除して得た額)

2 略

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十三万円を超える場合には、五十三万円)及び第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が八万円を超える場合には、八万円)の合算額とする。

一 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日

(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)

現在においてその世帯に属する被保険者につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及

び山林所得金額の合算額が、同法第三百
 十四条の二第二項に規定する金額を超え
 ない世帯に係る保険料の納付義務者
 イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
 被保険者一人について 一万九千二
 百六十円
 ロ 介護納付金賦課額に係る被保険者均
 等割額 被保険者一人について 七千
 二百円
 二 前号に規定する総所得金額及び山林所
 得金額の合算額が、地方税法第三百十四
 条の二第二項に規定する金額に地方税法
 施行令（昭和二十五年政令第二百四十五
 号）第五十六条の八十九第一項に定める
 額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期
 日後に保険料の納付義務が発生した場合
 にはその発生した日とする。）現在にお
 いて、その世帯に属する被保険者（当該
 世帯主を除く。）の数を乗じて得た額を

び山林所得金額の合算額が、同法第三百
 十四条の二第二項に規定する金額を超え
 ない世帯に係る保険料の納付義務者
 イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
 被保険者一人について 一万八千百
 二十円
 ロ 介護納付金賦課額に係る被保険者均
 等割額 被保険者一人について 六千
 四百八十円
 二 前号に規定する総所得金額及び山林所
 得金額の合算額が、地方税法第三百十四
 条の二第二項に規定する金額に地方税法
 施行令（昭和二十五年政令第二百四十五
 号）第五十六条の八十九第一項に定める
 額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期
 日後に保険料の納付義務が発生した場合
 にはその発生した日とする。）現在にお
 いて、その世帯に属する被保険者（当該
 世帯主を除く。）の数を乗じて得た額を

加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 一万二千八百四十円

ロ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 四千八百円

加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 一万二千八十円

ロ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 四千三百二十円